

機関番号：17102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19730024

研究課題名（和文） フランス憲法学の現代的変容の研究

研究課題名（英文） A study on the modern transformation of French Constitutional Law

研究代表者

南野 森（MINAMINO SHIGERU）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：50346756

研究成果の概要（和文）：

研究期間の全般にわたり、最新のフランス憲法学・原理論に関する文献を多数収集するとともに、現代フランスにおけるもっとも重要な法理論家であるミシェル・トロペールの論攷を5本翻訳し発表した。また、研究テーマに関連する雑誌論文を邦語・仏語で7本、図書も邦語・仏語で7冊刊行することができた。さらに、日仏の研究者交流にもつとめ、数回の共同研究会を日仏両国（うち一回は研究代表者の勤務校）において開催することもできた。

研究成果の概要（英文）：

During the period, I collected new published French books on Constitutional Law and on Theory of Law, translated five important articles of Michel Troper, the most important author on French legal theory, and published in French and in Japanese seven related articles and seven books. Also I tried to develop professional exchange between two countries and participated in some bilateral symposium hold in France and in Japan (once in my university).

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	0	900,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,200,000	690,000	3,890,000

研究分野：憲法学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：フランス第五共和政憲法、ミシェル・トロペール、憲法概念、憲法の解釈

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、大学院在学中より、フランス憲法学を主たる研究対象としてきたが、とりわけ、博士課程在学中にパリ第十大学への留学を経て、現代フランス憲法学の重要な論者たちを中心に展開されている、憲法学の基礎理論分野の研究に関心を有するに至った。

そのうえで、研究代表者はこれまで、現代

フランス憲法学基礎理論における代表的論者であるミシェル・トロペール教授の論攷を翻訳したり、それらの知見をいかして日本の憲法学に対する重要な問題提起を含む原理論的な研究を公表してきたところである。そしてそのような研究の過程で、研究代表者は、現代フランス憲法学の基礎理論分野のみならず、それを踏まえたうえでの、よりアクチ

ュアルな課題に対するフランス憲法学の近時の諸議論により大きな関心を持つようになった。

そこで、欧州統合や欧州憲法条約をめぐる憲法とEU法・条約との関係、統治機構の改革に関する議院内閣制や大統領制のあり方、憲法訴訟制度の実態と改革の提唱等のテーマについて、伝統的なフランス憲法学の議論がどのように変容しているのかを、これまでの基礎理論に関する研究を踏まえたうえで分析してみたいと考えるようになった。そこで、2007年度より4年間の研究期間を設定し、研究課題を「フランス憲法学の現代的変容の研究」とした。

2. 研究の目的

1. で述べたような研究関心、背景的事情に基づいて、本研究では、現代のフランス憲法学が、現代的な問題点に対してどのように対応しているかということだけでなく、そのことが、とりわけ第三共和政期に確立したといわれるフランスの伝統的な憲法学との関係で、現代のフランス憲法学に対してどのような変容を迫っていると考えられるのか、ということをも明らかにすることを目的とする。また、それと並行して、最近のフランス憲法学の動向を適切に把握するためにも、フランスの若手・中堅世代の将来を有望視されている研究者たちと研究集会などを企画すること、さらに、研究代表者の所属する九州大学にはいまだにフランス憲法学に関する文献が十分に所蔵されているとは言えない状況にあるため、重要な文献の収集を行うことをも同時に目的とする。

3. 研究の方法

(1)本研究は、文献研究的手法が主となる。現代憲法学の新しい文献については、研究代表者の所属する九州大学図書館にも十分なコレクションがないため、継続して基本的な文献を収集することが本研究のためには不可欠である。そのうえで、まず、現代フランス憲法学が対応を迫られている現代的な諸テーマについての研究を行い、次に、比較検討の対象となるべき伝統的フランス憲法学について、その問題点・限界点を探求することを主眼とした批判的研究を行う。そして最後に、フランス憲法学の現代的変容の全体像をまとめあげ、日本の憲法学への示唆について検討し、研究を締めくくる。

(2)なお、本研究の究極的な目標は、単にフランスの議論状況を日本に紹介することにあるわけではなく、あくまでも、フランスの議論を分析・参照しつつ日本の憲法学の発展に貢献することにあるのであるから、常に

日本の憲法学に関するこれまでの到達点を意識しながら、それを補い、あるいはそれに大きな修正を迫る可能性のある上質の議論を精査する。そのうえで、同様の現代的課題を共有する日本の憲法学における一部のすぐれた業績を参照しつつ、いわばフランスの議論に「参戦」するかたちで、本研究独自の視角を打ち立てるよう努める。

4. 研究成果

(1)本研究の成果については、当初の目的・計画通りに、あるいはそれを越えて達成できた部分と、遺憾ながら当初の目的・計画通りには達成出来なかった部分とがある。

(2)第一に、重要なフランス憲法学関連文献の収集については、大いに達成することができた。研究期間の全般にわたり、与えられた補助金の大部分を図書（消耗品を含む）の購入に充て、その結果、九州大学図書館には、本研究期間前後に発行された主要なフランス憲法学に関する文献はほぼ漏れなく収蔵されることになった。このことは、研究代表者の所属する九州大学にも、また九州地区の他大学にも、研究代表者の他には現代フランス憲法学を研究している研究者がほとんど存在しないことから、九州地区の基幹大学としての九州大学図書館のフランス憲法学コレクションの充実という観点から、重要な意義を認めることができるものである。

(3)第二に、フランスの若手・中堅世代の有力研究者との交流についても、大きな成果を得ることができた。

まず、2008年3月には、3日間にわたり、九州大学および福岡大学において、「第8回日仏公法セミナー」を開催し、日仏の憲法研究者30名余を集めることができた。研究代表者はその企画・運営に中心的な役割を果たした。

つぎに、2010年3月には、3日間にわたり、フランスのリール大学において「第9回日仏公法セミナー」が開催され、研究代表者はそれに参加し、フランス語で研究報告を行うとともに、一つのセッションでは議長をもつとめ、積極的にフランスの研究者達との交流を行うことができた。現在、この研究会の成果をフランスで出版する準備が進められている。

以上のような中規模での日仏憲法学の交流は、非常に有意義であり、日本の法学の他の分野にはあまり類例をみないものである。また、フランス側の参加者は将来のフランス憲法学界を担う人材ばかりであり、そのような研究者達との交流を継続的に行うことができたのは、本研究の大きな成果の一つである。

さらに、直接フランスに限定されるわけ

ではないものの、2007年6月にはアテネ、2009年11月にはソウル、そして2010年12月にはメキシコシティで開催された国際憲法学会に参加し、多くの国々から集まった憲法学者と交流することができたのも貴重な成果の一つである。

(4)第三に、本研究期間において、法理論に関するミシェル・トロペールの仏語論文の翻訳を5本公表し、また邦語論文を7本、図書(共著6冊、単編著1冊)を7冊発表することができたのは、非常に大きな成果であった。

トロペール論文の翻訳については、その重要な価値にかんがみ、これらをまとめて単行本化する準備を進めている。

邦語論文については、本研究期間中に、フランス第五共和政憲法が史上最大規模の改正を受けることになったため、その紹介・検討を行うことに注力せざるをえず、当初の研究目標であった第三共和政期のフランス憲法学についての批判的研究を公表することができなくなってしまった。しかし、今回の憲法改正はこれまでにない大改革であり、まずその全体像の把握と今後の見通しを立てておくことは、研究代表者の今後の研究活動への継続という意味でも、また日本の憲法学者がフランス憲法研究を行ううえでの基礎的資料を提供するという意味でも、実に重要なものであり、研究代表者が発表した今回の憲法改正に関する論文「フランス 2008年7月の憲法改正について」は、多大な価値を有するものであると思われる。

その他の邦語論文は、いずれも直接にフランス憲法学を検討の対象としたものではなく、むしろ日本の憲法学に対しての問題提起を、フランス憲法研究、とくにその基礎理論・原理論的な研究を踏まえて行うというタイプのものであった。とりわけ、2008年に発表した「憲法解釈の変更可能性について」は、法の解釈とは如何なる作用であるかという基礎理論的な研究を踏まえて、日本国憲法第9条をめぐる現代のかつ特殊日本の問題についての根本的な問題提起を行ったもので、特色のある成果となったと思われる。

図書についても、邦語論文について上述されたことが当てはまる。とりわけ、『憲法学の現代的論点』および『憲法と時間』に所収されたものが、フランス憲法研究の大きな成果と言える。

(5)第四に、他方で、上述した通り、研究期間中にフランス第五共和政憲法が大改正を受けたことにも影響され、本来予定していた通りの研究成果が得られなかった部分もあることを率直に認め、反省しなければならない。とくに、第三共和政期の伝統的フランス憲法学についての研究結果を公表できていないことは遺憾であると考えられる。

(6)以上の通り、本研究期間に研究代表者が本補助金を得たことにより得られた成果は、一部分において必ずしも当初の計画通りでなかったものが含まれてはいるものの、総体的には非常に充実したものであり、本補助金なしには達成できなかったものばかりであると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

南野森「憲法 その意味・その特色・その目的」法学セミナー676号、査読無、2011年、4-8頁

<http://hdl.handle.net/2324/19567>

南野森「司法の独立と裁判官の良心」ジュリスト1400号、査読無、2010年、11-18頁

南野森「近代立憲主義」法学セミナー659号、査読無、2009年、12-15頁

<http://hdl.handle.net/2324/16164>

南野森「憲法と労働法」法律時報81巻5号、査読無、2009年、79-82頁

<http://hdl.handle.net/2324/15532>

南野森「フランス 2008年7月の憲法改正について」法律時報81巻4号、査読無、2009年、92-100頁

<http://hdl.handle.net/2324/13990>

南野森「憲法学と人権」法学セミナー641号、査読無、2008年、12-17頁

<http://hdl.handle.net/2324/13989>

南野森「憲法解釈の変更可能性について」法学教室330号、査読無、2008年、28-36頁

[学会発表](計3件)

MINAMINO Shigeru, « L'évolution de la doctrine constitutionnaliste japonaise depuis l'ère de Meiji », 9e colloque franco-japonais du droit public, Lille, 2010年3月18日

南野森「2008年7月のフランス憲法改正について」、第1回慶応義塾大学フランス公法研究会、慶応義塾大学、2009年7月26日

南野森「日本における西洋法の継受」、第2回東アジア法治フォーラム、中国人民大学、2008年11月22日

〔図書〕(計7件)

南野森ほか、『憲法理論の再創造』(日本評論社、2011年)241-259頁、
<http://hdl.handle.net/2324/19571>

MINAMINO Shigeru etc., Dictionnaire des grandes oeuvres juridiques, Paris, Dalloz, 2010, pp. 410-417

南野森ほか、『憲法学の現代的論点』(有斐閣、2009年)3-25頁、169-190頁

南野森ほか、『ブリッジブック法学入門』(信山社、2009年)2-15頁、106-119頁

MINAMINO Shigeru etc., Les mutations contemporaines de la démocratie, Montpellier, Unive. de Montpellier 1, 2008, pp. 127-135

南野森ほか、『憲法の争点』(有斐閣、2008年)88-89頁

南野森ほか、『憲法と時間』(岩波書店、2007年)27-50頁

〔その他〕

(翻訳計5件)

南野森(訳)「ミシェル・トロペール論文撰12<立憲主義の概念と現代法理論>」法政研究76巻1=2号、査読無、2009年、101-124頁
<http://hdl.handle.net/2324/15604>

南野森(訳)「ミシェル・トロペール論文撰11<フランス革命初期における司法権の概念>」法政研究75巻3号、査読無、2008年、77-97頁
<http://hdl.handle.net/2324/13155>

南野森(訳)「ミシェル・トロペール論文撰10<ナチス国家は存在したか?>」法政研究74巻4号、査読無、2008年、179-186頁
<http://hdl.handle.net/2324/10789>

南野森(訳)「ミシェル・トロペール論文撰9<実証主義と人権>」法政研究74巻4号、査読無、2008年、161-177頁
<http://hdl.handle.net/2324/10788>

南野森(訳)「ミシェル・トロペール論文撰8<帰責原理としての主権>」法政研究74巻1号、査読無、2007年、155-173頁
<http://hdl.handle.net/2324/8738>

(個人ホームページ)

<http://spminamino.web.fc2.com/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

南野 森(MINAMINO SHIGERU)
九州大学・大学院法学研究院・准教授
研究者番号: 50346756

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: